



2025年11月7日

各位

上場会社名 NANO MRNA 株式会社  
代表者 代表取締役社長 秋永 士朗  
(コード番号: 4571)  
問合せ責任者 執行役員 CFO 藤本 浩治  
(TEL. 03-6432-4793)

### 監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社監査役（社外監査役を含む。以下「対象監査役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。これに伴い、対象監査役に本制度を導入するための議案を2025年12月11日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象監査役に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度の導入に当たり、対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本臨時株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査役の報酬等の額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、年額40百万円以内にご承認いただいておりますが、本臨時株主総会では、上記の報酬とは別枠で、対象監査役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本制度に基づき対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、年2百万株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象監査役に特に有利とならない範囲で取締役会において

決定いたします。各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によるものとします。

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本年発行を予定している譲渡制限付株式として対象監査役に割り当てる株式に係る下記（１）の譲渡制限期間については、３年とすることを予定しております。

#### （１）譲渡制限期間

対象監査役は、当社の取締役会が定める期間（３年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）譲渡制限の解除

当社は、各対象監査役が、譲渡制限期間中、継続して当社の監査役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象監査役が、当社の取締役会が正当と認める理由により監査役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

#### （３）本割当株式の無償取得

各対象監査役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取り扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

### 3. 当社の子会社の取締役及び従業員並びに外部協力者への適用

本臨時株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の子会社の取締役及び従

業員並びに外部協力者(当社に貢献する高度人材として取締役会にて決定された外部協力者をいいます。)に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以 上